

宿泊税の使途等に関する宿泊事業者アンケート

湯沢町宿泊税導入検討委員会

湯沢町では、持続可能な観光まちづくりを実現するため、宿泊税の導入について検討しています。その具体的な制度を検討するにあたり、令和8年4月に「湯沢町宿泊税導入検討委員会」が設置されました。

本検討委員会では、宿泊税を導入した場合の使途についても議論を行い、使途の決定にあたっての基準の一つとして、「持続可能な観光産業のために地域や事業者にとって必要なものであること」という視点が示されました。

そこで今回、宿泊税を導入した際に、納税者(宿泊者)から宿泊税をお預かりする立場となる皆さま(特別徴収義務者)のご意見を伺うため、アンケートを実施することといたしました。

湯沢町にふさわしい宿泊税制度を検討するための貴重な資料とさせていただきますので、アンケートへのご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

※本アンケートは、旅館業法上の許可施設(旅館、ホテル、簡易宿所等)及び住宅宿泊事業法上の届出施設を経営する、宿泊税の特別徴収義務者となり得る方を対象としています。

●宿泊税の使途を考える上で必要な4つの視点

宿泊税の使途を決めるにあたって、これまでに基準となる4つの視点が示されています。

① 公平性の視点

事業による恩恵が地域全体に波及できるような視点であること

② 計画性の視点

湯沢町観光振興計画に則ったものであること

③ 納税者の視点

観光客の宿泊促進、宿泊者の満足度向上につながるものであること

④ 地域・事業者の視点

持続可能な観光産業のために地域や事業者に必要なものであること

アンケートで出されたご意見を上記4つの視点に照らして集約したうえで、具体的な使途について検討していく予定です。

Q1 湯沢町で宿泊税を導入した場合、どのような事業に使われることが望ましいと思いますか。優先すべきと考える理由を3つまで選択してください(番号を○で囲ってください)。

1. 二次交通の整備・拡充	2. 観光・体育施設の新設・改修
3. 自然環境保全・登山道整備	4. 夏季観光の強化
5. 冬季観光・スキー場活性化	6. 悪天候対策・屋内施設整備
7. イベント誘致・開催支援	8. インバウンド対応
9. 人材確保・人材育成	10. 観光 DX・情報発信
11. 防災・安全対策	12. その他

「12. その他」を選択した場合は、その内容を下記に記載してください。

--

Q2 宿泊税の導入にあたって懸念していることがあれば記載してください。

--

Q3 【回答できる方のみ】 このアンケートに回答された方について、差し支えない範囲でお答えください。

3-1 宿泊施設の所在地についてお答えください

1. 大字三国	2. 大字三俣	3. 大字神立
4. 大字土樽	5. 大字湯沢	6. 湯沢 1～5丁目

3-2 宿泊施設の形態についてお答えください

1. 旅館・ホテル	2. 民宿	3. その他(民泊等)
-----------	-------	-------------

3-3 宿泊施設の名称等についてお答えください

施設名(屋号)	ご担当者様

※地域や業種ごとの実情を把握するため、記名式のアンケートとさせていただきます。

※集計・分析にあたっては、施設名・担当者名が特定される形では使用しません。自由記述についても、個別事業者が推測される表現は加工・匿名化したうえで取り扱います。

ご協力ありがとうございました。設問は以上となります。

アンケートは、QR コードから回答いただくか、

湯沢町宿泊税導入検討委員会事務局まで

メール、FAX もしくは郵送でご提出ください。

締め切り:令和8年 7 月 6 日(月)



湯沢町宿泊税導入検討委員会

事務局:湯沢町企画観光課

〒949-6192

湯沢町大字神立 300 番地

mail:kankou@town.yuzawa.lg.jp

TEL:025-784-4850

FAX:025-784-3582